Fundamental レベル、Core レベルの研修読替えに関する要領

<基本方針>

Fundamental レベル、Core レベルの研修については、レベル毎に 15 科目まとめての読替えとする。(1 科目単位での読替えは実施しない)

<読替え審査の実施について>

- 読替えを希望する URA の資質向上に資する研修及び調査研究等を行っている団体並びに URA 等を雇用する全国の大学等の研究機関等(以下「関係団体等」という)は、専用様式により、一般社団法リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構(以下「機構」という。) 宛申請する。
- 読替えの対象となる研修は、原則、読替えを申請する時点で過去 5 年以内に実施され た研修とする。
- 読替えの申請期間及び審査の実施期間は、2023年度までとする。

<読替えの審査対象となる研修>

- 機構が実施する Fundamental レベル,あるいは Core レベルのレベルと 10 科目群 15 科目全において同等以上の内容であることを確認するために必要な書類が提出できること (研修内容を示した資料や評価方法を具体的に示した資料等)。なお、機構が定める様式についても提出すること。
- 研修の修了にあたって、テストあるいはレポート等による評価を行なっていること。
- 研修修了者に対して、研修実施団体として修了証(それに相当するものを含む)の発行を行なっていること。

<関係団体等による読替え対象となる研修の審査スケジュール>

2023 年度前期向け

申請時期: 2022年11月1日(火)~2022年11月30日(水)

決定時期: 2023 年 1 月頃

※読替える研修が決定次第、本機構 web サイト等で公開する。

2023 年度後期向け

申請時期:2023年5月1日(月)~2022年5月31日(水)

決定時期: 2023 年 7 月頃

※読替える研修が決定次第、本機構 web サイト等で公開する。

<読替え審査の費用について>

無償

<附 則>

- この要領は、2022年11月1日から適用する。
- この要領は、2024年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた読替えについては、同日後もなおその効力を有する。

【参考】 ※以下については、今後変更する場合があります。

読替え対象研修として URA スキル認定機構に承認された研修(審査後, URA スキル認定機構の web サイトに対象研修を明示します。)を受講し、その受講歴を照明できる場合は、Fundamental レベル、Core レベルのいずれかあるいは両方の研修を受講したものみなして読み替えることができます。希望者向けの読み替え手続きの概要を示します。具体的な手続き方法については準備が出来次第、URA スキル認定機構の web サイトに掲載します。

<希望者による読替え手続き>

- 希望者は、専用様式に関係団体等の発行した修了証を添えて、機構宛提出する。
- 読替えによる有効期間は、修了証記載の日付が属する過去の期(4月~9月(前期)又は10月~翌年3月(後期))から起算して最大10期(5年)とする。
- 希望者による読替えの申請期間及び確認の実施期間は、2023年度までとする。

<希望者による読替えスケジュール>

2023 年度前期向け

申請時期:2023年3月1日(水)~2023年3月10日(金)

決定時期: 2023 年 4 月頃

※結果は、本人宛メールにて通知する。

2023 年度後期向け

申請時期:2023年9月1日(金)~2023年9月8日(金)

決定時期: 2023 年 10 月頃

※結果は、本人宛メールにて通知する。

<読替えの費用について>

- Fundamental レベル 7,500 円
- Core レベル 7,500 円

【参考資料】

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構 研修規程(抜粋)

(研修の読替え)

- 第5条 機構は、URAの資質向上に資する研修及び調査研究等を行っている団体並びに URA を雇用する全国の大学等の研究機関等 (以下「関係団体等」という。)が独自で実施している研修(以下「外部研修」という。)を、機構が実施する研修と同等とみなし、該当する外部研修の修了履歴をもって、機構が実施する研修の修了と読替えることができるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、読替えに関する必要な事項は、別に定める。

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構 研修暫定細則(抜粋)

(関係団体等による研修の読替え手続き)

- 第3条 Fundamental レベル及び Core レベルの研修については、レベル毎に全科目まとめての読替えとする。
- 2 関係団体等は、自らが実施する研修について、機構が実施する研修への読替えを希望する 場合、付録1の様式により、機構が指定する時期に提出するものとする。
- 3 機構は、関係団体等から読替えに係る書類の提出があった場合には、速やかに審査し、当該結果を通知するものとする。
- 4 読替えの対象となる関係団体等の研修は、原則として読替えを申請する時点で過去5年以内に実施された研修とする。
- 5 関係団体等からの読替えの申請期間及び審査の実施期間は、令和5年度までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、読替えの審査について必要な事項は、別に定める。 (希望者による研修修了の読替え手続き)
- 第4条 関係団体等が実施した研修の修了を、機構が実施する研修の修了と同等とみなす読替えを希望する者(以下「希望者」という。)は、機構が別に定める様式に関係団体等が実施した研修の修了を証する書類(以下「修了証」という。)を添えて、機構が指定する時期に提出するものとする。
- 2 機構は、希望者から読替えに係る書類の提出があった場合には、速やかに確認し、当該結果を通知するものとする
- 3 読替えによる当該研修修了の有効期間は、希望者が提出した修了証記載の日付が属する過去の期(4月~9月(前期)又は10月~翌年3月(後期))から起算して最大10期(5年)とする。
- 4 希望者による読替えの申請期間及び確認の実施期間は、令和5年度までとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、読替えの手続きについて必要な事項は、別に定める。